

る時、御簾のもとに出させ給ひ、御静座まし／＼けるに、御神色かはらせられず、雷やみていらせ給ひけり、其後雷の御おそれなかりしとなん。

〔惇信院殿御實紀附録〕延享のころにか有けむ、水無月の末つかた、暴雨せしに神なりひらめき、四面晦冥したりしが、やがて本城近きあたり雷の落たりしに、そのひゞきおびたゞしかりしかば、御前ちかくさぶらふ小姓小納戸等も、みな色をうしなひてひれふし、人ごゝろもなくなりぬ、御側の衆はじめ直廬に侍らひし人々も、かねて雷地震忌せ玉ふまゝ、いかにおどろかせ玉ふらんと、いそぎ御前にはしり参りたれば、侍臣等はみな俯伏してあるなかに、公徳川家重のみ常の御さまにて御まゝとねの上に端坐してまし／＼ける、輕き時は忌せ玉ふものゝ、かくつよき時に至り、正しくましませしことの、いづれも驚感し奉りしとぞ。

〔甲子夜話八〕世ニ雷ヲ畏ル、者多キ中ニ、最甚シキヲ聞ケリ、葵章ノ貴族ナリトヨ、雷ヲ防グ爲ニ別ニ居室ヲ設ク、其制廣サ十席餘ヲ鋪ク、上ニ樓ヲ構ヘ、樓ト下室トノ間ノ梁下ニ布幔ヲ張テ天井トシ、其下ニ板ニテ天井ヲ造リ、其下ニ又綿布ノ幔ヲ張テ又天井トス、コレハ雷ハ陽剛ノモノナレバ、陰柔ノ物ニテ堪ルガ爲ニ、カク設クルトナリ、カクアラバモハヤ止ルベキヲ、樓屋ノ瓦下ト天井板トノ間ニモ、又綿ヲ多ク籠テ防トス、最可笑ハ、樓下ノ室ノ中央ニ屏風ヲ圍繞シ、其中ニ主人在テ、屏中ハ被衾ノ類ヲ以テ、主人ノ身ヲ透間ナク填テ、屏外ニハ近習ノ諸士ドモ周圍シテ并居ルコトナリトゾ、コレ妄説ニアラズ、或人目撃ノ語ヲ記ス、物ヲ懼ル、モ限アルベキコトナリ、カ、ル舉動ニテ不虞ノ時、矢石ノ中へ出ラルベキニヤ、武門ノ人ニハ餘リナルコトトゾ思ハル。

〔家屋雜考五〕間雜 雷之間 後世雷の間として、二重天井などにして、甚雷の憂を避くる事あり、古くは聞き及ばざることなり。